

岩手県告示第174号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、公共測量の実施（平成27年岩手県告示第694号）で公示した公共測量を終了した旨岩手県環境生活部廃棄物特別対策室長から次のとおり通知があった。

平成28年2月26日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 実施した地域 八幡平市平館地内
- 2 実施した期間 平成27年7月28日から平成28年2月5日まで
- 3 実施した公共測量の種類 公共測量（数値地形図作成）